

●香川県告示第285号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定したので、同条第4項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成28年9月13日から同年10月4日まで一般の縦覧に供する。

平成28年9月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 中徳三谷高松線（43号）
- 3 指定する道路

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高松市花園町1丁目1352番1号地先から 高松市花園町1丁目19番4号地先まで	29.8~41.8	225

- 4 指定の期日 平成28年9月13日